

電子決済手段の実務対応報告案、コメント対応の検討、開始

ASBJ、実務対応専門委

去る8月28日、企業会計基準委員会第159回実務対応専門委員会を開催した。

5月31日に公表した実務対応報告公開草案66号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)」等へのコメント対応について、審議が行われた。

表示に関するコメント

表示について、「貸借対照表の表示は『現金及び預金』に含めるものと理解したが、明確には記載されていないことから、明確化を希望する」とのコメントが寄せられた。これに対し、事務局から「我が国の会計基準では、貸借対照表上の現金及び預金の範囲を定めていないが、本実務対応報告の対象となる電子決済手段は、キャッシュ・フロー計算書上、現金に含めることを提案している。このため、貸借対照表上は、その性質を示す適切な科目で表示し、キャッシュ・フロー計算書上における現金及び現金同等物の残高と貸

金融商品の条件変更に関する開示、検討

ASBJ、金融商品専門委

去る8月28日、企業会計基準委員会第205回金融商品専門委員会を開催した。

金融資産の減損に関する会計基準の開発に関して、ステップ2を採用する金融機関における金融資産の条件変更に関する開示について審議が行われた。

これまでの議論で、注記に関する基本的な方針では、IFRS 9号「金融商品」の定めを取り入れない項目については、原則としてIFRS 7号「金融商品・開示」の開示に関する定めを取り入れないとしつつ、必要に応じて個別に検討を行うとされていた。

これを踏まえ、IFRS 7号で要求されている条件変更に関する開示については、取り入れないとの事務局案を示していたが、委員から、条件変更に関する情報は重要であり、現行実務で銀行等では銀行法施行規則等に基づく開示が行われているため、これらの情報と開示との関係を整理する必要があるとの意見が聞かれていた。

そこで、次の観点から事務局の分析が行われ、案が示された。

- (1) 条件変更に関するIFRS 7号の定めを取り入れるか
- (2) 銀行等金融機関において要求されている条件変更に関する開示(銀行法および金融再生法に基づく債権に関する開示)を取り入れるかどうか

IFRS 7号の定め

(1)に関して、IFRS 7号では次のような開示要求事項が規定されている。

- ① 当期中に損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定していた間に契約上のキャッシュ・フローの条件変更が行われた金融資産について、条件変更前の償却原価および認識した条件変更による正味の利得または損失(35J項(a))
- ② 当初認識以降に損失評価引当金が全期間の予想信用損失で測定されていた時に条件変

更され、当報告期間中に損失評価引当金が12カ月の予想信用損失に等しい金額に変化した金融資産について、報告期間の末日現在の総額での帳簿価額(35J項(b))

③ IFRS 9号の5・5・12項の金融資産の契約上のキャッシュ・フローの条件変更に関する要求事項をどのように適用したのか(35F項(f))

①②③に関して、コストが便益を上回る可能性がある等の理由から、金融商品の条件変更に関するIFRS 7号の定めを取り入れないとする事務局案が示された。

銀行法および金融再生法に基づく債権に関する開示

(2)に関して、銀行法および金融再生法に基づく債権に関する開示は、規制当局が金融機関の監督を目的としたものであること等から、会計基準に取り入れないとする事務局案が示された。

*

専門委員からは、異論は聞かれなかった。また、「(2)について任意の開示を妨げない旨を結論の背景に記載しては」との意見が聞かれた。

認識と認識の中止に関する概念基準書、公表—FASB

去る8月30日、FASBは概念基準書8号「財務報告のための概念フレームワーク」5章「認識と認識の中止」を公表した。

概念基準書は、権威あるものとはされないが、財務報告の基本的な事項を規定している。しかし、既存の会計基準を改訂するものではない。

新概念基準書の構成

新しい章は、「認識」と「認識の中止」の規程を示しており、14のパラグラフから構成されている。

概念基準書5号「事業会社の財務諸表の認識と測定」に含まれていた「認識規程」を含む「認識」に関する部分を取り除き、改訂してこの5章に移動させている。

新しい章の主な内容は次のとおりである。

認識

「認識 (recognition)」は、報告企業の財務諸表に、資産、負債、資本、収入、利得、損失、費用、または投資家からの投資 (または投資家への分配) とし

て、項目 (items) を組み入れる過程である。

広範なコストの制約と重要性の考慮を条件として、項目と財務情報表が財務諸表で認識されるために満たす必要がある次の3つの認識規程を示している。

- ① 定義
項目は財務諸表の要素の定義を満たしている
- ② 測定可能性
項目は測定可能であり、関連する測定属性を持っている
- ③ 忠実な表現
項目は忠実な表現で描写でき、測定できる

認識の中止

「認識の中止 (derecognition)」は、報告企業の財務諸表から、資産、負債、または資本を取り除く過程である。「認識の中止」は、項目が前記の3つの認識規程のいずれも満たさなくなったときに発生する。

ポジティブ・メンタルヘルス

鏡を見らあわかることだった

メンタルクリエイター 江口 毅

新居に引っ越してから、過去に苦手意識があった人のことや人間関係で葛藤や軋轢があった出来事などを夢にみます。なぜだかよくわからないのですが、新しい生活が始まり、過去のさまざまなことを清算しようとしているのかもかもしれません。

昨夜は、学生時代に接点の多かった教授のことが夢に出てきました。その教授は、豪傑であろうと気負っているように見える人で、それによる影響なのか何度か心ない言葉をいわれたことがあります。筆者にとっては、憧れと同時に苦手意識を感じる存在で、相反する思いを抱えながら付き合っていたと記憶しています。その人のことがなぜ苦手なのかを説明している場面で、夜中に目が覚めました。そうすると、いさなり視界が開けて、筆者がその教授のことを苦手だと思っていた理由がすべてわかってしまいました。正確にいえば、ずっと認めたくなかったことを、不意に認めることができたのです。

それは、その教授が豪傑であろうとしていたことも心ない言葉で傷つけてしまったことも、全部「筆者自身のこと」なのだということ。当時の筆者は、豪傑にな

りたい、そういう周囲とは違う人間になりたいという願望を抱いていました。しかし、人生経験も知恵も足りない若者の戯言に過ぎず、豪傑からは程遠かったです。また、心ない言葉で人を傷つけて後悔する日々を送っていました。だから、そんな自分を変えたいと、もがき、反省を怠らず、自分を律するようにしていました。

人がなぜ相手に苦手意識を持つのか、腹が立つのか、嫌いなのか。それは、その相手のなかに「自分自身」を見出してしまっからではないでしょうか。そして、日々自分は律して頑張っているのに、なぜ相手は自分を律しないのか、もっと頑張らないのかという許せなさが背景にあるのではないかと思い至りました。

「このように考えると、他の苦手なタイプについても説明がつきます。不満ばかりいう人が苦手なのは、筆者自身もいつか不満をいつてしまつから、なるべくいわないように日々努力しているのに、なぜ不満を垂れ流し続けるのかと許せない気持ちになる。つまりはそういうことなのだろうと思えます。

こうして考えてみると、苦手な人の存在は、鏡に映る自分自身な

のだということがわかります。自分のなかで気にしていること、なりたいけれどなれなかったもの、ならないように律していることなどが鏡に映るように目の前に存在しているから、嫌悪感を覚えるわけです。そして、その背景に「許せなさがあっても見過ごせない事実です。自分が直したくなくて懸念に頑張っているのに、相手がそうしていないことを許せないのは、鏡に映っている自分だということを押まえると、自分自身を許せていないという点になります。なので、相手に対する苦手意識や嫌悪感をなくしていくために必要なことは、相手をどうにかすることではなく、自分自身を許すことではないか。夜中にそんなことに気づきました。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2023年8月31日	金融庁告示89号「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件」	金融庁	IASBが2023年6月30日までに公表した国際会計基準(IAS7号「キャッシュ・フロー計算書」の改訂、IFRS7号「金融商品：開示」の改訂)を、連結財務諸表規則93条に規定する指定国際会計基準とするもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20230831_kaikei.html	—
2023年8月31日	「内部統制報告制度に関するQ&A」等の改訂	金融庁	2023年4月7日に企業会計審議会から公表された内部統制基準・実施基準の改訂を踏まえ、Q&Aおよび事例集について、所要の改訂が行われたもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20230831-2/20230831-2.html	—
2023年8月31日	企業買収における行動指針	経済産業省	M&Aに関する公正なルール形成に向けて経済社会において共有されるべき原則論およびベストプラクティスを提示したものの。 https://www.meti.go.jp/press/2023/08/20230831003/20230831003.html	—

金融

市場との対話を始めた出口戦略

日本銀行の田村直樹審議委員は8月30日、北海道釧路市で講演を行った。現状の金融政策について、物価安定目標2%の持続的・安定的な実現が視野に入ったとの見解を示し、その具体的な見極めに関して、来年1〜3月頃には「解像度が一段と上がる」と述べた。その時点の賃上げのモメンタムや2023年後半の物価動向などのデータが得られることが理由だ。

その後の記者会見でも、物価2%目標の持続的・安定的な実現が見通せる状況になれば、出口戦略を実行すると述べ、マイナス金利政策解除の時期を市場が想定しやすい状況に向けて、一步を踏み出したといえる。加えて、今年7月にイールド・カーブ・コントロールを一部修正し、長期金利の上限を0.5%から1%に拡大したことも、債券市場で比較的落ち着いた反応をもたらしていると指摘した。この点からも、マイナス金利解除に向けた道を開く発言となっている。また、実際にマイナス金利が解除されても金利が低い水準

に抑えられれば、それは依然として金融緩和の一環と解釈できると、マイナス金利が解除された後のことまで言及し、ある程度のシナリオを市場に提示している。

この姿勢は、市場との対話を積極的に行う日銀の方針を反映している。来年の1〜3月という具体的な時期を示したこと自体、弱いフォワードガイダンスともいえる。何より黒田日銀時代にまったく示されなかった出口戦略の条件を、少しずつでも示していく姿勢は、金融政策の進歩であり、歓迎すべきである。この結果、金融政策の透明性が高まる可能性がある。また、具体的な数字や期限を挙げることは、市場の予測を安定化させ、経済の健全な成長を促進する方向に寄与すると考えられる。

こうした市場との対話は、長期的に為替相場などの安定化に寄与する。イールド・カーブ・コントロールの修正に比べれば、より大きな日銀の変化である。

証券

長期化した株価調整の後に来るもの

日本株価は8月も一進一退の動きに終始し、7月に続き調整局面といわざるを得なかった。日経平均の変動幅は7月初めに今年最高値33,753円を付けた後、8月中旬に最安値31,450円を付けた。下落率は約7%で、決して小さいとはいえない。この変動の主役となったのが、半導体、IT(情報技術)企業の値がさ株の動きである。

こうした企業は成長性に富み、停滞する日本経済・産業の回復・成長をリードすることが期待されてきたため(グロース株という)、株価は以前から高い位置にある。このため、日経平均の変動に大きな影響を与える。つまり、少数の値がさ株が日経平均の上昇、下降の両局面で価格水準を動かす主役となる。

一方、既存の成熟産業(バリューストック)の多くは、海外投資家の日本株再評価によって長年の低迷から脱出し、5月、6月の日本株価・日経平均の予想外の上昇に大きく寄与した。もちろん、バリューストックもコロナ

禍後の企業収益が好転しており、株価上昇には裏づけがあった。

日本株が8月も調整を続けた原因は、米株式市場の混乱だ。米株式市場ではインフレの動向、実体経済の動向、それを踏まえた米連邦準備制度理事会(FRB)の金利政策の展開に対する予想が取れんせず、市場はわずかな変化に動揺を続けた。米株価も8月は一進一退、調整の月となってしまった。

日米市場に引つ張られるように、ほぼすべての市場が調整月となった。どの市場も株価の変動幅はわずかだが、中国・上海市場は8月月間の株価下落が主要国市場では最大の7%となったのが目立った。

株価調整の長期化のもとでも、日本のバリューストックが高値を維持しているように、市場の株高期待は失せていない。中国と中国と不透明要因はあるが、FRBのインフレ、景気実勢に対する判断が支持されるようになれば、米国を先頭に各国の株式市場の様相は変わってこよう。